

# 令和4年10月6日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年10月6日(木)  
15時04分～15時45分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件  
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件  
議案第22号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 業務報告・予定  
3) その他

出席委員 18名

1番 宇川 傳 治	12番 谷 口 修
2番 田 悟 敏 子	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	14番 加 賀 谷 良 雄
5番 日 光 善 治	15番 高 田 太 衛
6番 三 輪 和 雄	16番 碓 善 秋
7番 吉 江 秀 一	17番 木 村 鉄 雄
9番 西 尾 和 三 郎	18番 沼 田 吉 雄
10番 多 田 博 次	19番 渋 谷 忠 司
11番 石 丸 正 明	20番 唐 島 隆 夫

欠席委員 3番 中 村 重 樹 8番 前 田 真 一 郎

令和4年10月6日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん大変ご苦労様でございました。農地パトロールということで現地を調査したわけですが、非常に判断ということが難しい所かなと思っております。このあともお話があるA分類、B分類などいろいろ参考の案が出ておりますが、自分が果たしてこれができるかできないかというところを判断していただきたいと思っており、あとでまた事務局の方から説明がありますが実際自分ができるのかどうか大変難しいところではありますが、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会10月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>欠席委員は、中村委員さん、前田委員さんとなっております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。<u>17番の木村 委員さん</u>、<u>18番の沼田 委員さん</u>をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第20号 「農地法第4条の規定による許可申請について」計1件</p> <p>○議案第21号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計4件</p> <p>○議案第22号 「農用地利用集積計画の制定について」 以上、3件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号3番は、申請者が〇〇さんです。対象の農地は2筆で、合計面積が92㎡となっており、本宅敷地として転用申請を行おうとするものです。位置図については、1ページから6ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>なお、申請地は20年ほど前に違反転用されており、現在は宅地と</p>

	なっております。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号3番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	先日、〇〇さんのところへ行って、聞いてきましたところ、息子さんの住宅を建てるということで建てられたそうです。そして、登記をしようとしたところ、区画整理後におじいさんが雨通しをして地下通しをしたそこに家を建てられたもんだから、それまでわからなかったということでございました。家を登記しようと思ったらそういう結果がでたので、今回の違反転用がわかったというようなことで、地元の方から生産組合長さんや区長さん、皆さんの同意も得られておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。本人さんに確認申請するときにはそういうことがわからないのかと聞いたら確認申請の時には関係なかったものだからと言われてまして、何か変だなと私はそう思いながら勉強不足もあるのですが、確認申請の時に図面を見て宅地になっているかどうかわかるのではないかと思っていました。そんなのはいらないという話で、実際にはどうなのか、事務局の方で説明してもらえたら。面積的には小さいのですが、よろしくをお願いします。
〇〇委員	建てるときに違反転用の確認はできないのですか。
事務局	農地に建てるのなら事務局でわかるが、宅地になっている所に建てる時はどこまで宅地になっているか判断がつかかねるということでわからなかったと思われまます。
〇〇委員	ずいぶん前、〇〇さんの時に〇〇の上をまたいで、建物を建てたい話があったが、その時は市、県も認めているので農業委員が反対する権限がないと言われたので、農業委員会ではストップはできないのではないですか。
会長	その他質問はございませんか。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第20号については「承認」としてよろしいですか。

全委員	異議なし
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第20号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページから3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号21番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん、賃借人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が271㎡となっております。位置図については、7ページから10ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号21番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>報告いたします。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さん、〇〇番、271㎡を一般住宅として賃貸借契約を締結するものであります。</p> <p>現在は田んぼとなっておりますが、〇〇さんの長女夫婦の住まいとして、住宅を建設する状況です。期間は今年の12月1日から30年で、住宅、カーポート、来客駐車場、合併浄化槽、井戸、ふろ場、物干し場、出入り口、ゴミ捨て場などを利用されます。付近への影響等を考えますと、土止め工事、排水工を設置します。造成計画地の表面水は勾配にて擁壁等で排水をします。</p> <p>その他、〇〇土改、自治会長の同意も得ておりまして、了解ということでもありますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>受付番号21番について、質問が無いようですので、次に、受付番号22番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号22番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲</p>

	<p>受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が479㎡となっており、駐車場敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、11ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号22番について、調査報告をいたします。</p>
〇〇委員	<p>この土地は、2年前に〇〇さんから部落のほうで、土地田畑を全部処分をして有効利用してくれということで、部落で田や畑を登録するわけにはいかないの、〇〇さんで全部委託したという経緯で承認をもらった物件です。今回〇〇の駐車場が狭いのと、防災避難場としても使いたいということで、駐車場を拡張するという意味で畑を駐車場に変えるという物件でありまして、今までは近所の方が野菜を作っておられたのですが、今年からは野菜をつくっておられず、造成はしていないのですが、準備段階に入っている状況です。公共の場に使うということもありますし、〇〇さんもなんとかお願いしますとのこと。皆さんのご承認の方よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>図面を見たら寺ではないのですか。</p>
〇〇委員	<p>承認をもらったときは、家が建っていた。今現在は〇〇として使っております。</p>
宮西委員	<p>車何台分ほど止めれるようになるのですか。</p>
事務局	<p>申請では15台ほどです。</p>
会長	<p>受付番号22番について、他に質問が無いようですので、次に、受付番号23番について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>受付番号23番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん外1名、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は2筆で合計面積が516㎡となっており、店舗敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、15ページから18ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号23番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>報告いたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さん外1名で、申請地は〇〇番で256㎡、他1筆、地目は畑です。これは5条申請によります所有権移転です。目的は店舗の敷地です。</p> <p>〇〇さんの所へ行って説明を受けてきました。事業規模を拡大したくて、駐車場が非常に狭くなったため、車両展示のための敷地を確保したいため、今の店の両側を探していたのですが、片側については土地改良事業の8年ばかりにかかっておりましたので断念し、隣接の赤く塗ってあるところ、土地改良の事業の縛りのない土地を探したところ、そこは縛りがかかっておりませんでしたので、地権者と話し合いをしたということであります。</p> <p>造成計画については既設L型の擁壁をして既存の敷地の高さに合わせるといことです。雨水の排水計画については、水受け柵水ビットを作って、隣接の用悪水路へ放流する計画であります。所有者、耕作者の同意も得ております。隣接耕作者の同意も得ております。地区の区長、生産組合長、土地改良の同意も得ております。</p> <p>水路については地区の用水管理者の同意もついております。土地改良区の意見書もついております。</p> <p>問題はないと思われまますのでよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>受付番号23番について、質問が（以上で）無いようですので、次に、受付番号24番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号24番は、使用貸借権の設定ということで貸人が〇〇さん、</p>

	<p>借人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が312㎡となっており、一般住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、19ページから22ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号24番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。貸人の〇〇さんは〇〇さんの借人の義理の親、〇〇さんの娘さんが〇〇さんと結婚しているという関係であります。</p> <p>娘さんは結婚して〇〇姓になって〇〇で生活をしていたのですが、双子の赤ちゃんができて、世話が大変ということで、実家に戻り、2年ほど一緒に〇〇家で生活しておられました。</p> <p>〇〇さんの話では、2人で働きに出たばかりで、やがてせんなあかなんということ、貸してくれとのこと、口にはしていないのですが、非常にうれしいなという話をしておられました。</p> <p>〇〇さんは〇〇の建設会社におったのですが、この機会ということで〇〇に転職されています。</p> <p>住宅用地なので、補助がつくのですが、補助が結構大きいので、住宅敷地その物には影響はなく、申請地と全く同じように使っておられます。</p> <p>住宅地の排水については、前の道に側溝がないので自然透水という形になっております。</p> <p>土改、区長の了解もとってあります。小矢部市としたら、農地も大事ですが、人口を増やす方が大事なのではないかという話をしております。ひとつよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第21号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>

会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第21号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第22号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第22号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。</p> <p>4ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」利用権設定が6件で、合計面積が18,105㎡でありすべて新規となっております。「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。</p> <p>申請の内容は6ページ、7ページに記載のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第22号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第22号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項は、今回ありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)農地法第3条の3第1項の規定による届出</li> <li>2)業務報告・予定</li> <li>3)その他連絡事項</li> </ol>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてであります。ご質問等ございま</p>



	せんか。
会長	<p>無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。 これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>本日も皆さんありがとうございました。私の方からは先月23日に〇〇の献穀田の抜穂祭に会長代理として出席させていただきました。無事滞りなく行われましたことを報告したいと思います。〇〇には大変ご苦労さまでした。利用状況調査、今月の活動予定も入っております。中山間地等でありますので、けがなどないよう体調に注意していただければよろしくおねがいたします。以上で10月の総会を終了いたします。</p>
	－10月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和4年10月6日

会長 宇川 傳 治

議事録署名委員 17番 木 村 鉄 雄

18番 沼 田 吉 雄